

令和7年10月8日 知財高裁判決（日本製紙クレシア事件）評釈

総論

事件の概要と争点： 本件は、トイレットペーパーの長巻製品（従来の約3倍長さのロール）をめぐる、日本製紙クレシア株式会社（以下「クレシア」）が大王製紙株式会社（以下「大王製紙」）に対し、特許権侵害による製造販売差止め等と損害賠償を求めた事案である ¹ ²。クレシアは長尺トイレットロールに関する関連特許を多数保有しており、2016年に「3倍巻き」製品を発売しました。他方、大王製紙は2022年に「エリエール i:na（イーナ）トイレットティッシュ3.2倍巻」等を発売し、市場で競合しています ³ ⁴。クレシアはこの大王製紙製品が自社の特許3件（発明1～3）を侵害すると主張しました ⁵。

対象特許と主張： 対象となった特許は、いずれも長尺トイレットロール製品に関するもので、(1) 第6735251号「トイレットロール」（以下「本件発明1」）、(2) 第6590596号「ロール製品パッケージ」（以下「本件発明2」）、(3) 第6186483号「トイレットロール」（以下「本件発明3」）です ⁶。本件発明1および3はいずれも2プライ重ねのトイレットペーパーをロール状に巻き取った「トイレットロール」の発明で、紙の**エンボス（凹凸）加工**によって柔軟性と嵩高（かさだか）さを両立する点に特徴があります ⁷。これらの請求項には**数値限定**が多く含まれており、例えば「エンボスの深さ」を一定範囲（例えば本件発明1では0.05～0.40mm）とするほか、巻きの固さ、巻長、巻直径、巻密度、比容積、エンボス面積といった数値範囲が定められています ⁸ ⁹。本件発明2はトイレットロール4個を収容する包装袋に関する発明で、袋上部の**把持部（持ち手部分）の穴構造**として「ほぼ中央に上向き非切抜部を有するほぼ長円の一つのスリット状の指掛け穴、または...二つの指掛け穴」を有すること等が特徴です ¹⁰ ¹¹。クレシアは、大王製紙の製品がこれら各構成要件を充足すると主張しました ¹²。特に**紙表面のエンボスの凹凸深さ**について、大王製紙製品のエンボス深さが特許請求範囲の数値範囲内にあるとクレシア側は主張し ¹³、一方で大王製紙側は「自社製品は技術的範囲に属さない（非該当）」と反論しました ¹²。

地裁判決と控訴審判決の結論： 令和6年8月21日、東京地方裁判所はクレシアの請求を棄却する判決を下しました ¹⁴ ¹⁵。地裁は、大王製紙製品はいずれも**本件発明1および3の要件の一部（エンボス深さ等）を満たさず**技術的範囲に属しないこと、また**本件発明2の要件（指掛け穴形状）を満たさず、かつ均等の成立も否定**されることを理由に、特許権侵害を認めませんでした ¹⁶。クレシアは判決を不服として知的財産高等裁判所に控訴し ¹⁷、同高裁は令和7年10月8日、**控訴棄却（原告敗訴）**の判決を言い渡しました ¹⁸。知財高裁も地裁と同様にクレシアの請求を全面的に退け、クレシア特許の権利範囲に大王製紙製品は属しないとの判断を示しています ¹⁸。以下、総論では事件の背景と論点を概観し、各論で主要な論点を専門的に検討します。

本件の特徴と論点整理： 本件は、製品仕様に数値限定を含む特許の侵害立証や、特許請求の解釈・技術的範囲の判断が中心的な争点となりました。特に**エンボス深さの測定方法**に関する特許解釈と侵害有無、**測定データの信頼性**、各特許発明の**構成要件該当性の有無**（文言侵害の成否）、そして仮に文言を満たさない場合の**均等論適用可能性**が主要論点です。さらに、控訴審では地裁判決後に提出された**新たな証拠（追加の測定結果や技術的主張）**について判断が示された点も注目されます。本件特許はいずれも製品の物性値を数値的に限定した「数値限定発明」であり、その権利行使の難しさや、明細書における測定方法開示の重要性が改めて浮き彫りになりました ¹⁹ ²⁰。専門誌等でも既に本件地裁判決について評釈が掲載されており、**数値限定特許の侵害立証や測定方法の一致性**に関する教訓として注目されています。本稿では、地裁と知財高裁の判断を比較検討しつつ、各論点を詳細に評釈します。

各論

エンボス深さの測定方法に関する特許解釈

特許請求の内容と測定方法の開示： 本件発明1および3の請求項では、トイレットペーパーの表面にエンボス（凸部と凹部）が付与されており、その「エンボス深さ」が所定の数値範囲内であると特定されています⁸⁹。例えば本件発明1では「エンボス深さが0.05～0.40mm」との限定があり、同様に本件発明3でも「エンボスパターンの深さ0.01～0.40mm」と定められています⁸²¹。明細書には、このエンボス深さDの測定方法が記載されており、図面（明細書1の図4等）を用いて具体的手順が示されています²²。その方法は概略以下のとおりです²²：

- ・**エンボス深さDの測定方法（明細書記載）：** まず、エンボスの最長部a（平面方向でエンボスが最も長く延びる部分）と、それに垂直方向の最長部bを特定します。エンボスの凸部と凹部は、レーザーマイクロスコープ等による高さプロファイル（XY平面画像の濃淡）で視認できるため、エンボスの周縁（境界）を把握しつつ、凸部と凹部が接する部分を横切るように線分A-Bを引き、その線上の断面曲線を取得します²³。断面曲線上で上向きに凸となる曲率極大点を2箇所見だし、それらをP1（片側周縁付近の最高点）およびP2（反対側周縁付近の最高点）と定義します²²。この2点P1、P2の高さ差（最大値と最小値の差）を測定することで、当該エンボスの「深さD」を算出します²⁴。この測定は複数（例えば10個）のエンボスについて行い、その平均値をエンボス深さDとする旨も示されています²⁵。要するに、エンボスの両端周縁を基準とした断面高さ差を測る方法といえます。
- ・**シングルエンボス vs ダブルエンボス：** 明細書上、エンボスの付与方法（シングルエンボスかダブルエンボスか）について明示的限定はないものの、記載上はエンボスの周縁を明確に特定できることを前提としています²⁶。シングルエンボスとは通常、一枚のシートに一様にエンボス加工する方法で、全エンボスが同一パターンで揃うため周縁の位置も特定しやすい構造です。他方、本件被告製品（大王製紙製品）は2プライシートそれぞれにエンボスを付与し貼り合わせる「ダブルエンボス」方式でした²⁷²⁸。ダブルエンボスでは上下二層のエンボスが互い違いに噛み合う場合と噛み合わない場合があり、必ずしも規則正しく重ならないため、上下のエンボス同士が干渉して一部が潰れたり、エンボス周縁が不明瞭になることがあります²⁷。実際、本件でも被告製品のエンボスは周縁がはっきり特定できない不規則な形状のものが多数存在しました²⁸。この点が、本件特許のエンボス深さ測定における技術的意義（「均一に嵩高さを得るための指標」としてのエンボス深さ²⁹）と関係し、本件発明が単一シートで均一なエンボス加工を前提としているのではないかという争いにも繋がりました³⁰。クレシア側は明細書段落[0019]や[0025]に「ダブルエンボスであってもよい」との記載があることを指摘し、本件特許はダブルエンボスも包含すると主張しました³¹。しかし大王製紙側は、「エンボス深さ」という概念はエンボスが均一に付与されるシングルエンボスでのみ意味を持つのであり、技術的思想からしてダブルエンボスは範囲外である、と反論しました³⁰。さらに、ダブルエンボスでは上下のエンボスが完全に干渉しないようにするのはほぼ不可能であり、一部潰れたエンボスでは周縁位置が不明確で測定不能であるとも主張しました³²。

地裁の判断：測定方法の相違による構成要件不充足

東京地裁はまず、本件発明1における構成要件「エンボス深さが所定範囲内（要件1B）」について、原告（クレシア）の示した測定方法・結果が明細書記載の方法と一致しないと認定しました¹⁹。クレシアは、大王製紙製品について社内実験報告書（甲第10号証）を提出し、各被告製品のエンボス深さを測定したところ被告製品1で0.09mm、製品2で0.08mm、製品3で0.08mmと算出され、いずれも本件発明1の範囲(0.05～0.40mm)内にあると主張しました³³³⁴。しかし地裁は、クレシア側の測定手法（報告書中の方法）が本件明細書1に記載された測定方法とはいえないと判断しました¹⁹。

具体的には、クレシアが提出した**甲10報告書および追加の甲51報告書**に基づく測定方法（以下「原告測定方法」）に以下の問題があると指摘されました³⁵³⁶。

- ・**測定断面の取り方の不一致：** 甲10報告書では、被告製品のエンボス形状が「略正方形」であると捉え、その正方形の横方向の辺に沿う線と、それに垂直な線で断面曲線を取得しています²²³⁵。しかし明細書記載の方法では「最長部a」を見極めて線分A-Bを引くこととしており、エンボス形状がたとえ正方形であっても**最長部aがその横幅とは限らない以上**、原告測定方法の断面線の位置は明細書方法の位置とは必ずしも一致しません³⁵³⁶。さらに原告測定方法では、**断面曲線上のP1,P2の具体的位置をワンショット画像（平面画像）上で決めているのに対し**、明細書方法では断面曲線上で曲率極大点をP1,P2としています³⁶³⁷。地裁は、この**P1,P2決定方法の相違は看過できず**、原告測定方法は**明細書記載の測定方法とはいえない**と結論づけました³⁶³⁷。
- ・**測定結果の不備とエンボス周縁の不明確さ：** 地裁は、原告測定方法による具体的測定結果に着目し、**エンボス周縁を正しく捉えられていない可能性**を指摘しました。提出された断面曲線上のグラフでは、本来エンボス周縁に現れるはずの二つの山（曲率極大点）のうち、**中央に追加の突起が存在するにもかかわらず**、原告はそれをP1,P2としておらず、代わりに左右の別の点をP1,P2と特定している箇所があると判示されています³⁸³⁹。実際、地裁判決文中にも原告提出のグラフが引用され、**原告の「×」印で示したP1,P2が最も高い点（上に凸の点）になっていないこと**、P1,P2の間にさらに凸部（高い点）が存在することが指摘されました³⁸³⁹。これにより、被告製品のエンボスでは**エンボス周縁の位置が明確に特定できておらず**、測定された値が本来のエンボス深さDを反映していない可能性が高いと判断されたのです³⁹⁴⁰。また、原告の測定結果提出時において**断面曲線の表示スケールが資料ごとに異なるなど**、データの信頼性に疑義を生じさせる点も挙げられました⁴¹。地裁は、以上から「原告測定方法による甲10報告書では、各被告製品が構成要件1Bを充足すると認めるに足りない」と結論づけています⁴²。
- ・**結論：** 地裁は**エンボス深さ要件（構成要件1B）について各被告製品はいずれも充足していないと認定**しました⁴²。つまり、「被告製品のエンボス深さが0.05～0.40mmの範囲内である」とのクレシアの主張は、測定方法の不適切さゆえに証明されなかったということです¹⁹²⁰。この判断により、本件発明1および3について**文言侵害不成立**が明らかになりました（他の数値要件についても検討されていますが、主要争点はエンボス深さでした）。

知財高裁の判断：測定方法の問題と「不明確な深さ」の確認

知財高裁も地裁の判断を追認しつつ、控訴人（クレシア）の追加主張や新証拠に対する判断を示しました。控訴審では、クレシアは「**エンボス深さの測定に断面曲線取得は必ずしも必要なく、一つのエンボス内の最深部と最も高い位置を特定して差をとれば足りる**」と主張しました⁴³。平たく言えば、「エンボスの中央部のくぼみの底と周辺が一番高い箇所との差」を測れば良く、細かな断面操作は不要ではないか、という理論です。しかし高裁は、一般論として紙表面には微細な凸凹があること、エンボス内部にも繊維の偏り等で微小な起伏が生じることを指摘し⁴⁴、やはり**適切な断面曲線を得て曲率極大点P1,P2を定義する方法が必要**としました。クレシアは控訴審で新たに**測定結果書（例えば甲73号証や甲85～87号証）**を提出し、改めて各被告製品のエンボス10個の深さを測定した結果を示しました。しかし、高裁がそれらのデータを詳細に検討したところ、**地裁指摘と同様の問題が残存していることが認定**されています。

- ・**控訴審に提出された測定結果の検討：** 知財高裁判決によれば、例えば**甲73号証**に基づく測定では、クレシアが特定したP1,P2の中に「**上に凸（山形）となっているとは認められない点**」や「**エンボス周縁の曲率極大点が不明な点**」が複数存在し、さらにP1,P2の間に上に凸の点（追加の山）が存在する断面曲線が確認されたとされています³⁹。これはすなわち、依然として**エンボス周縁が明確に捉えられていないこと**の証左です³⁹。その結果、「**甲73でエンボス深さとされている値には、明細書記載の方法によるエンボス深さとは認められないものが含まれており、仮に測定値が発明の数値範囲内であったとしても構成要件1B（および3F）を充足すると認めることはできない**」と判示されています⁴⁰。また他の追加証拠（甲85～87号）についても同様の解析がなされ、**断面上のP1,P2特定に誤り**

や不明点が複数あり、中央部分に見える山を捨象していることが指摘されました⁴⁵。さらに、高裁は甲51報告書（地裁でも問題となった報告書）についても、「P1,P2と特定された点の間に凸の点が存在するという事実は、明細書記載の測定方法と異なる測定をしていること、そして被告製品のエンボス周縁が報告書で特定された通りか疑問を生じさせる事実である」と認定しました⁴⁶。甲51報告書では上に凸でない点をP1,P2としている箇所も見受けられるなどの事情も踏まえ、「甲51報告書による測定でも構成要件1Bおよび3Fの充足が立証されたとはいえない」と結論付けられました⁴⁶。

⁴⁷。

- ・**控訴人の主張への反駁：**控訴審では、クレシアは「もし中央付近の山をP1,P2に採用すると半分の深さしか測れず、周縁に2箇所ある最高値の片方を捨象することになるので真のエンボス深さを測定できない」とも主張しました⁴⁸。しかし高裁は、そもそも被告製品はダブルエンボスであり、上下のエンボスが規則正しく重ならないため形状が不明瞭なエンボスが生じること、そのため「平面上の位置に基づいてエンボスの位置や周縁を特定することはできず、実際の輪郭断面の状況を見て二つの山（曲率極大点）を周縁と認定し、その間の低い部分をエンボス（凹部）と認定する必要がある」と説示しました⁴⁹⁵⁰。言い換えれば、明確な周縁を持たない凸凹については平面的な最深部・最高部の差を求めるだけでは不十分であり、やはり明細書に沿った方法（断面曲線上で周縁を認定する方法）でないと正確なエンボス深さは測定できないということです⁵⁰。高裁は最終的に、控訴人のこの主張も採用せず、原判決と同様に「各被告製品が構成要件1Bおよび3Fを充足するとは認められない」との判断を維持しました⁴⁷。

- ・**技術的範囲の判断への影響：**以上により、被告製品はいずれも本件発明1および3の技術的範囲に属しないと結論が改めて示されました¹⁶。知財高裁判決は、地裁の事実認定・法的判断を大筋で支持しつつ（後述のように一部表現修正を加えています）、控訴審に提出された新証拠をなお考慮しても結論は変わらないことを明示した点がポイントです⁴⁰⁴⁷。「被告製品のエンボスの凹凸深さが特許範囲内に当たるか不明である」という趣旨が報道等でも伝えられており⁵¹、まさに「不明確である以上侵害を肯定できない」との姿勢が貫かれました。

数値限定特許における測定方法の重要性： 本件は、数値限定発明の技術的範囲を判断する際には、明細書に記載された測定条件・方法に則って比較すべきという原則を改めて示したものと評価できます。裁判所は「測定方法の差異」がそのまま構成要件充足性の判断に影響すると明確に述べています¹⁹⁴²。実務上、特許請求の範囲に数値範囲がある場合、明細書中でその測定方法を明示しておくことが望ましく、測定条件が異なると結果に相違を生じ得る以上、侵害立証では特許と同一の測定手法・条件を用いる必要があります。本件ではクレシアの特許明細書に測定手順が細かく記載されていたため、逆にその方法から逸脱した測定は信用性を欠くと判断されました⁴¹³⁶。数値限定特許においてこのような争点は以前から指摘されており、専門家は「物の構造に関する発明で敢えて数値限定をすると権利範囲が狭くなり、その数値に特有の効果がなければ進捗性でも不利になりやすい」とも指摘しています⁵²。クレシアの特許群はいずれも細かい数値を限定して権利化したものですが、それゆえに競合製品がその数値範囲外であると立証されれば侵害は成立せず、仮に範囲内にあると主張するなら今回のように測定方法の厳密性が問われる結果となりました。本件の判示は、数値限定を含むクレームの解釈において測定方法・定義の統一が不可欠であることを示し、特許権者・実務者に対し「測定方法まで含めてクレーム要件を立証せよ」との高いハードルを提示したといえます¹⁹。

²⁰。

測定データの信頼性と侵害立証

上記の測定方法の議論と重なる部分がありますが、証拠としての測定データの信用性も本件で大きな争点となりました。クレシアが提出した測定報告書（甲10および補充の甲51）は、裁判所からデータの客観性・正確性に疑問があると評価されています⁴¹。具体的な指摘事項を整理すると：

- ・**測定箇所選定の恣意性：**エンボス深さを論じるには、測定に用いるエンボスの選定が重要ですが、被告製品中どのエンボス10個を選んだか、その根拠が問題になります。本件では、被告製品の全エンボ

スから恣意的に有利な箇所だけ選んだのではないかと疑念も示唆されました（判決文からは明示されていないものの、追加提出証拠で異なる箇所を測定した結果が示されていることから、測定箇所によって値が変わり得ることは窺えます）。裁判所は「各被控訴人製品についてエンボスを10個選んで測定した結果、値が範囲内だったとしても、それで充足すると認めることはできない」と述べ⁴⁰、そもそも選択されたデータが本当に代表的か不透明であると示唆しています。

- ・**グラフ表示の不整合:** 原告提出の測定グラフでは、断面曲線の縦横スケールが統一されておらず、**視覚的に判断しづらい点**がありました⁵³。裁判所は「断面曲線取得画面のスケールが画面によって異なる」ことを指摘し、測定結果の比較可能性に難があることを示しました⁵³。これはデータ呈示上の問題ですが、裁判所が判決文にまで言及していることから、**証拠としての説得力を欠く一因**となったようです。
- ・**再現性・客観性への疑問:** 地裁・高裁とも、原告報告書の内容を詳細に吟味した上で、「この測定結果では特許要件充足を認めるに足りない」と明言しています⁴²⁴⁷。これは、**裁判所が当事者提出の実験結果に対して厳格な目を向けたこと**を意味します。特に知財高裁は、控訴審で提出された複数の追加報告書についても逐一検討した上で、**結論が覆らないことを確認**しています⁴⁰⁴⁷。この姿勢は、侵害訴訟における技術的証拠（テストデータ等）の取扱いとして注目されます。専門誌の評釈でも「原告提出グラフ自体がP1,P2の不適切さを物語っており、このグラフを見る限り原告の付した×印の点は明らかに最も高い点ではない」と指摘されています³⁸。まさに裁判所も同様の観点からデータの信頼性を否定したといえます。
- ・**特許発明の効果との関係:** また、測定データの信頼性は単に手法の問題だけでなく、**その数値が本件発明の解決課題・作用効果に直結するか**とも関わります。被告側は、たとえ被告製品のエンボス高さが僅かにクレーム範囲内であっても、それが本件発明が解決しようとした技術的課題（例えば**長尺でも柔らかさを保つための嵩高さ**）を実現していないなら侵害とはいえない、との趣旨も述べていました⁵⁴⁵⁵。実際、本件明細書にはエンボス深さDを規定する意義として「エンボスにより一律かつ均一にシートの嵩高さを確保し、シートを変形しやすくする」ことが記載されており²⁶、被告製品のダブルエンボスがそのような**一律性・均一性を欠く**以上、計測値だけ合致しても技術的思想を共有しないという主張です⁵⁴⁵⁵。高裁も「各被控訴人製品で原告がエンボスとして特定した部分の中央に上に凸の点が認められるなど、それが本件発明1のエンボス深さD測定時に想定された凹部形状が明らかでない」と述べ⁵⁶⁵⁷、被告製品の実際のエンボス形状が発明の想定するものと異質であることを示唆しました。したがって、**数値の一致不一致だけでなく、その測定値に技術的意味が伴っているか**という点まで含め、証拠データの信用性が判断されたと解されます。

以上から、本件では「測定データの信用性に問題がある以上、その数値がたとえ範囲内でも侵害を認められない」との厳格な立証責任が課された形です⁴⁰⁴⁷。これは特許侵害訴訟において、特に数値限定クレームでは**定量データの説得力**が勝敗を分けることを示しています。侵害立証側としては、裁判所を納得させるだけの客観的・再現可能なデータ提示が必要であり、逆に被告側は些細な計測上の不備を突くことで効果的に抗弁しようという教訓が得られます。今回クレシア側は複数の追加実験で立証を試みましたが、結果的に**測定手法の偏り・周縁特定の不確実性という根本的問題**を覆せず、データの信用性を立証しきれなかったといえます⁴⁷。この点について、判例評釈等でも「数値限定特許では測定方法・条件まで含めて権利範囲が決まる。明細書に開示された方法と異なる方法で得た値をもって侵害立証することの困難さ」が指摘されています。実務上は、可能な限り特許出願時に様々な条件下での測定例を記載しておき、訴訟で相手製品を測定する際も同じ条件を再現すること、そしてデータの見せ方（グラフ尺度の統一や十分なサンプル数の測定）にも注意を払う必要があるでしょう。

本件発明1・3（トイレットロール特許）の構成要件充足性

前述のエンボス深さに関する検討が中心でしたが、本件発明1および3の他の構成要件についても地裁・高裁で判断が示されています。簡潔に整理します。

本件発明1の構成要件: 請求項1（発明1）は2プライ重ねのトイレットペーパーをロール状に巻いたもので、主要な構成要件は前述のとおり**1A～1I**に分説できます⁵⁸。被告製品（エリエール i:na 3.2倍巻）のスペックと対比すると、例えば:

- ・1A（2プライに重ねられエンボスを有するトイレットペーパーをロール状に巻き取ったもの）：被告製品も2プライのトイレットペーパーを巻いておりエンボス加工もあるので、一見充足しそうです。しかし、地裁は「各被告製品は構成要件1Aを充足しない」と判示しています。この理由は明示されていませんが、推測するに「エンボスを有するトイレットペーパー」の解釈が関係している可能性があります。被告製品はダブルエンボスで各シートに独立の凸部がある構造であり、地裁はこれを「クレーム上のエンボスとは異なる構造」と判断した可能性があります。つまり「エンボス」＝シングルエンボスによる一体的な凹凸と解して、ダブルエンボス方式は要件1Aに合致しないと見た可能性です³⁰。他方で明細書にはダブルエンボスも包含する記載があったため、ここは判決の読み方によって評価が分かります。ただ、少なくとも1B以下の要件を満たさない以上、地裁としては1Aの充足性を厳密に判断するまでもなく侵害否定ができる状況でした。
- ・1C～1H（巻固さ、巻長、巻直径、巻密度、比容積、エンボス面積の各数値範囲）：これらについて判決で詳細な判断は示されていません。おそらく被告製品の諸元は、市販製品である以上クレシア側にもある程度情報があり、例えば巻長（被告3.2倍巻は公称長さ約96mであり発明範囲63～103m内）や巻直径（被告製品の直径約110mm程度と推測され範囲105～134mm内）、質量（4ロールパックの重量等から推定、範囲内）など、他の数値はおおむね範囲内だった可能性があります。クレシアも主張としてエンボス深さと並んで「巻長・巻直径・巻密度等も範囲内」と述べていました。ただ、裁判所はエンボス深さ1Bとエンボス面積1Hに議論を絞り、そちらで不充足と判断しているため、他要件の充足性について明示の判断はしていません。構成要件1H（エンボス1個当たり面積が2.5～6.0mm²）については、クレシアの測定では被告製品は約3.8～4.4mm²で範囲内とされました⁵⁹。しかし、これもエンボス周縁が認識できない状態では正確な面積測定もできないとの被告側指摘があり⁶⁰、結局1Bと同様に扱われています。高裁も判決理由で構成要件1B及び1Hに関連して、原告測定方法では正確なエンボス深さ・面積は測定できない旨触れており⁶¹、エンボス面積1Hについても充足立証なしと判断したものと思われます。
- ・1I（トイレットロールであること）：これは製品形態自体の要件なので争いはありません。

本件発明3の構成要件: 発明3は発明1と類似のトイレットロールですが、「ロール柔らかさ0.4～1.9mm」という要件3E（分説では記載ないが、クレーム文にそう読み取れます）を持ちます⁶²。これは紙の巻の硬さを逆にとらえた指標と考えられます（例えば一定荷重下での圧縮量など）。被告製品の「ロール柔らかさ」も計測すれば比較できますが、これも裁判所は判断を示していません。構成要件3F（エンボスパターンの深さ0.01～0.40mm）が発明1の1Bに相当し、ここで1B同様に不充足とされています¹⁶。高裁判決でも、被告製品1および3（大王製紙の2種類の製品を指す）は発明1の1Bおよび発明3の3Fを満たさないと原判決をまとめています¹⁶。したがって、**発明3もエンボス深さで不充足＝侵害否定**となりました。本件発明3は2017年出願の特許で、発明1（2015年出願）よりやや広い下限値0.01mmを採用するなど異なる部分もありますが、基本的争点は同じです。高裁も発明1と3をまとめて検討しており、新証拠に対する判断でも「各被控訴人製品が構成要件1Bおよび3Fを充足すると認めることはできない」と両者を併記しています⁴⁰。

地裁・高裁における差異: 発明1と3について、地裁・高裁の判断に大きな違いはありません。ともにエンボス深さ要件の不充足を主たる理由に侵害否定を導いています¹⁶。地裁は一部要件1Aにも言及しましたが、結論に影響するものではありませんでした。また、被告側は発明1について特許法36条6項1号（明細書の記載不備）も主張していた形跡があります⁶³。これは「数値限定特許なのに測定方法等の記載が十分でない」との無効主張と思われます。しかし地裁・高裁とも、侵害の成否で判断が尽きたためか、明示的にこの無効理由には結論を出していません（高裁判決では原判決の判断を引用しつつ控訴人の補充主張に答える形で必要な範囲だけ判断している⁶⁴⁶⁵）。つまり、**侵害成立しない以上、特許の有効性判断に踏み込むまでもなかったものと解されます。**

総じて、発明1・3の構成要件については「エンボス深さ」という一点が致命傷となり、他の要件の検討を大きく要しない形でクレシア側敗訴となりました。このケースからは、数値限定発明では一つの重要要件が充足できないと、それだけで侵害全体が否定され得ること、逆に被告側としては少なくとも一つでも範囲外と言える要素を見つければ勝てることが示唆されます。本件では大王製紙製品のエンボス深さ自体は平均0.08～0.09mmとほぼ範囲内ギリギリでしたが、測定不確実性を突くことで「範囲内と認められない」状況を作り出した点が巧みでした。専門家からは「仮に数値限定をせずクレームをもう少し広く取っていればクレシアが勝てた可能性もある」との指摘もあります⁶⁶。実際、数値限定によってクレームが狭まり、被告製品が微妙に外れるだけでなく、測定論争の余地も生まれてしまったと言えるでしょう。

本件発明2（パッケージ特許）の構成要件充足性と均等論

発明2の概要と争点： 本件発明2（第6590596号）はトイレットロール4個を収容する包装袋に関する発明で、請求項1ではガゼット袋からなる筒状の包装袋に2x2にロールを収め、袋上辺に**把持部（持ち手）**を形成し、その把持部に「**ほぼ中央に上向きに非切抜部を有するほぼ長円の一つのスリット状の指掛け穴**」または「**上向き非切抜部を有する二つの指掛け穴**」があること等が構成要件とされています¹⁰⁶⁷（構成要件2Eに相当）。加えてロール長さ63～103m、ロール質量200～370g、フィルム坪量との比（質量/密度比）25～80などの数値限定も複数あります⁶⁷。

被告製品（エリエール i:na 3.2倍巻の4ロールパック）がこれに該当するか検討すると、**ロール長さ・重量等**はおおむね範囲内であったと考えられます（3.2倍巻ロールは長さ約96mで範囲内、1ロール重量も300g前後と範囲内）。**主要な争点は「指掛け穴」の構造**すなわち構成要件2Eでした²⁰。

・**クレーム上の「指掛け穴」要件：** クレーム文言を素直に読むと、「**ほぼ長円のスリット状の指掛け穴（上向き非切抜部付き）が1つ**」または「**非切抜部付きの指掛け穴が2つ横に並ぶ**」という構成です⁶⁷。明細書には実施例図があり、袋上部に**閉じた状態のスリット（切り込み）があること**、そのスリットの上辺中央部分が切り抜かれずに残っている（非切抜部）こと、そして使う際にそのスリット部分を指で開けて持ち上げると、U字形の持ち手片が起き上がり指が痛くならない、という構成効果が説明されています⁶⁸⁶⁹。要するに「**片側が繋がった持ち手フラップ**」の穴です⁶⁸。従来品では単に楕円形に全周切り抜かれた穴（＝くり抜きタイプ）だと、持つときにフィルムの穴縁が指に食い込み痛くなることがありました。本件発明2はその改善として**スリット型（上下どちらかが繋がった穴）**を提案したわけです⁷⁰⁷¹。

・**被告製品の構造：** 大王製紙の4ロールパック（商品名「エリエール イーナ」）の持ち手部分がどうなっていたかですが、公開情報や判決記載から推測すると、**持ち手穴は2つある**ようです（「被控訴人製品1及び3のスリット」と複数形で言及されている⁷²こと、またクレームに2穴の代替構成もあることから）。おそらく**左右に指が入る穴が2箇所**設けられていたと思われます。しかし、その穴が**非切抜部付きのスリットタイプ**かが問題です。クレームに即せば、2つ穴の場合でも各穴に上向き非切抜部があることが必要です⁷³。被告製品の穴は実際には**完全にくり抜かれた楕円孔**だった可能性があります。企業Webサイト等での写真から推測すると、エリエールのパッケージは**楕円形の穴が2つ**開いており、上側も全て切り抜かれているように見えます。つまり**非切抜のフラップは無い**デザインだったと思われる。

・地裁の判断：文言充足性なし

地裁は被告製品について、**構成要件2Eを充足しない**と判断しました²⁰¹⁶。判決によれば、クレームの文言上「指掛け穴」は既に形成されている（袋に最初から存在する）ものでなければならず、また「スリット状」とあるのは、全周くり抜き穴ではなく一部が非切抜の**スリットタイプの穴**を意味すると解されました⁷⁰⁷¹。原判決（地裁）は「**ほぼ長円の一つのスリット状の指掛け穴が形成されており**」という文言から、**閉じたスリットそのものが指掛け穴である**との解釈を取りましたが、高裁判決ではこの地裁解釈に若干の批判をしています⁷⁴⁷¹。高裁は「切り抜かれる前のスリット自体の形状は問題ではなく、あくまで切り抜いて片部を折り返した**開口状態**で指掛け穴がほぼ長円であれ

ばよい」と述べています⁷⁵。この点、原判決はスリット自体がほぼ長円かどうかにかかわらず、それは射を射ないとの趣旨です⁷⁵。もっとも、**被告製品の穴構造はいずれにせよ要件充足しない**との結論は変わりませんでした¹⁶。具体的には、被告製品1および3（大王製紙の該当製品2種）は「**ほぼ長円のスリット状の指掛け穴**」を備えていないと認定されました¹⁶。

高裁判決から推測すると、被告製品の穴は**スリット（切り込み）ではなく完全な孔**であり、かつその形状も「ほぼ長円」かどうか疑わしい、と判断されたようです。判決には「被控訴人製品1及び3のスリットの両端部が指掛け穴の形成に寄与しない付加的構成とは認められず、両端部分も含めて形状を判断すべき」「上の熱融着部を含めて形状を認定すべき」といった言及があります⁷²。これは、おそらく被告製品の持ち手部分には袋の熱融着部との兼ね合いで穴の端が半月状になっていたりして、クレシア側が「そこは穴形成に寄与しない余計な部分」と主張したのに対し、高裁が「いや形状判断には含めるべき」と退けた場面と読めます⁷²。最終的に、被告製品の持ち手穴形状は**クレーム要件2Eの「ほぼ長円のスリット状穴」には該当しない**というのが裁判所の統一見解です¹⁶。

- ・**均等論の主張と適用可否**: 被告製品が文言上構成要件2Eを充足しないとして、クレシアは**均等侵害**の成立を主張しました⁷⁶⁷⁷。すなわち、「仮に指掛け穴の構造が文言どおりではなくても、本件発明2と実質的に同じ手段・作用・効果を奏するなら侵害とみなすべき」との主張です。均等論の5要件（最高裁ボールスプライン事件判決）に照らして争点となったのは主に**要素の本質的部分か否か（要件1）**および**意識的除外の有無（要件5）**でした。

クレシア側は、「被告製品の穴形状の違い（仮に非切抜部が無いとしても）は本質的部分ではなく、容易想定な設計変更に過ぎず、かつ出願時に意識的に除外したものでもない」と主張しました⁷⁸。一方、大王製紙側は、「**非切抜部付きスリットという構成自体が本件発明2の特徴的部分であり本質である**。これが無い穴は単なる従来技術であり、発明の課題解決手段の核心を欠くから均等は成立しない。また、クレシアはクレームでその構成に限定した以上、他の形状（くり抜き型穴）は意識的に除外したものといえる」と反論しました⁷⁹⁸⁰。

地裁・高裁とも**均等成立を否定**しました⁸¹。高裁判決では、まず要件1（本質的部分の非存在）について、被告製品1・3の穴は**形状が基本的に異なる**のであって、本件発明2の基本的形状要件（ほぼ長円状のスリット型）とはいえないとしました⁸²。本件発明2は先述のように「**指が痛くならない持ち手穴**」を実現することが技術的思想であり、**上辺が繋がったU字形フラップ**という構成にその要がありました⁶⁸⁶⁹。被告製品が仮に完全くり抜き穴であれば、そのメリット（鋭い端面が出ない）が得られず技術的效果が異なるため、本質的相違と評価されたわけです。要件5（意識的除外）についても、高裁判決は「本件発明2の構成中に相手製品を含む構成をクレシアが技術的範囲から意識的に除外したこともない」という原告の主張を紹介しつつ⁷⁸、しかし実際には「**特許請求の範囲に記載された構成と均等なものといえない**」と結論付けました⁸³。また判決文の中には「**この相違点を含む構成をクレシアが意識的に除外したこともないから均等が成立する**」との控訴人主張を明示的に否定する表現も見られます⁸⁴⁸⁵。高裁は最終的に「**被控訴人製品1および3はいずれも、特許請求の範囲に記載された構成と均等なものともいえない**」と判断し、文言侵害も均等侵害も否定しました⁸³。地裁判決でも、「指掛け穴形状は発明の特徴部分であり、被告製品の形状は技術的範囲に属しないのみならず均等侵害も成立しない」と述べており¹⁹、両審で結論は一致しています。

解釈上の補足（指掛け穴の文言理解）：なお、高裁判決は地裁の文言解釈に多少の修正を加えています。地裁は「スリットそのものが指掛け穴」と読んだのに対し、高裁は「スリットを切り抜いて片部を折り返した開口状態で指掛け穴になる」と解しました⁷⁵。この違いは、クレーム文言の読み取り方ですが、高裁の方が実質的・目的論的な解釈といえます。もっともその上で高裁は、**被告製品のスリット形状（完全な穴であること、形状が長円ではないこと、2つ穴で端部も開放されていること等）は要件2Eと大きく異なる**と判断しており、結論には影響しませんでした⁷²⁸⁶。興味深いのは、明細書に「指掛け穴2の形状はこれに限定されない」との記載（段落[0012]）がある点です⁶⁸。クレシアは恐らくこれを根拠に「自分は他の形状も除外していない」と主張したでしょう。しかしクレームでは具体的な形状を限定してしまっているため、裁判所は**記載上は限定しない**と書いてあっても、**実際のクレーム選択は限定している**とみなしたようです。このあたり、特許のクレームドラフティングの妙が現れています。クレシアはクレーム2,3,4で派生形も請求していますが（2E

の各種数値条件を変えたもの）、非切抜部付き穴自体は譲らなかったため、ここが侵害成立のネックになりました。仮にクレームに「非切抜部を有するか又は有さない指掛け穴」などと入れていれば（しかしそれでは新規事項になるでしょう）、侵害主張は容易だったでしょうが、それでは発明の優位性が失われ特許にならなかったでしょう。

専門家の評価： この点について、既刊の評釈等では「**発明2は持ち運び易さと適度な剛性確保を両立するパッケージを目的としており、その特徴的部分が非切抜部付き指掛け穴だった**。被告製品は従来型の穴であって発明の特有の技術思想を採用していないから均等も認められない」という趣旨で概ね裁判所判断を支持する見解が見られます^{87 88}。一方で、「訴訟上、請求額も大きくなく当事者のブランディング争いの面もあるため、権利行使の射程をどこまで認めるか慎重にならざるを得ない」との声もあります¹⁷。実際、地裁判決後の企業法務系の論評では「本件長巻トイレトーパー訴訟は、一部ではブランド戦略上の争いとも見られている」と言及されています¹⁷。そうした観点もあり、裁判所は発明2について**クレーム文言を厳格に解釈し、少しでも違えば非侵害とする態度を明確にした**といえるでしょう。

控訴審での新証拠と判断

知財高裁の審理では、地裁終結後に提出された**新たな証拠**や補充主張について判断が示されました。本件では特に**エンボス深さに関する追加測定結果や指掛け穴形状に関する解釈の補足主張**が行われており、それらに対する高裁の対応が注目されます。

エンボス深さ関連の新証拠： 前述のとおり、クレシアは控訴審で**甲73号証および甲85～87号証**等の追加実験結果を提出しました^{40 89}。これらは地裁判決で指摘された問題点を補完すべく、測定手法を説明・修正したり、別のサンプルで再測定した資料と推察されます。例えば甲73は「各被告製品のエンボス10個を測定した結果、平均値がクレーム範囲内だった」という報告、甲85-87はその個別データやグラフかもしれません。高裁はこれらを踏まえて再度**エンボス周縁の特定が不十分**である点を論証し、**結果として新証拠が出ても構成要件充足とは認められない**と判断しました^{40 47}。要するに、「**新たな測定結果を出しても、測定方法が本質的に異なっている以上ダメ**」という地裁判断が全く覆らなかったわけです。むしろ高裁は詳細な分析を加え、具体的にどの点が明細書方法と違うか、どの点に不確実さが残るかを示したため、クレシア側にとってはさらに厳しい認定となりました。

ここで注目すべきは、**知財高裁の審理の在り方**です。知財高裁は事実審として新たな証拠を受理し、必要に応じて技術的判断をします。本件でも、高裁が地裁判決を丸ごと追認するだけでなく、自ら新証拠に基づく判断（補充）を示したことが記録されています⁶⁵。判決主文中に「当審における控訴人の補充主張に対する判断を付加する」⁶⁵とある通り、地裁判決の事実認定・判断を引用した上で、控訴審での追加論点について高裁としての見解を加えています。これは**知財高裁が実質的な一審的機能を果たす**場合に典型的な書き方です。

指掛け穴関連の補充主張： クレシアは控訴審で、仮に自社製品の穴が文言を満たさないとしても**均等侵害が成立する**と強調したり、また地裁の文言解釈に異議を唱えたりしたようです^{86 78}。高裁判決は、これらについて逐一反論・判断しています。例えば前述の通り、**クレームの「スリット状の指掛け穴」の解釈**について、高裁は自身の見解を示し^{70 71}、地裁の解釈の論拠の一部（文言上「形成されている」の部分）を退けつつも、**結論として被告製品は文言充足しない**との判断を維持しました¹⁶。また**均等論**に関して、クレシアは「相違点は容易想到・非本質・非意識除外」と主張しましたが⁷⁸、高裁は**これを採用できない旨を**明言しました^{84 90}。特に**意識的除外**（均等要件5）について、高裁判決には「控訴人が意識的に除外したこともないから均等が成立する」との控訴人主張を引用しつつ、「当裁判所も請求は理由がないから棄却すべき」と結論付ける箇所があり^{84 65}、控訴人主張を斥けています。つまり、高裁判決としても**要件5を満たさない**（意識的除外があった）までは言及しないものの、均等成立要件を満たさないことは明確にしたと言えます⁸¹。

新証拠・新主張への対応のまとめ： 知財高裁は、本件で提出された新証拠をすべて吟味した上で、**原判決を補強・修正しつつ控訴を棄却**しました⁶⁵。結局、クレシアが新たに出したカード（追加実験データや解釈論）

は勝敗を動かすには至らず、むしろ**裁判所の判断をより確固たるものにするだけだった**と言えます。知財高裁判決は「**当審における控訴人の補充主張に対する判断**」を示した部分で地裁判決の誤記等を訂正しつつ、「**以上の検討から、控訴人の上記主張は採用できない**」と結論しています⁴⁷⁴⁶。これは、新材料を出しても最終判断は揺るがず、**事実認定も法律判断も地裁と同じ結論に至ったこと**を意味します。

手続的に見ると、知財高裁が新証拠を精査したことは、本件が地裁より長期の審理期間（口頭弁論終結まで約1年半⁹¹）を要した一因でしょう。判決を見る限り、クレシア側はかなり詳細に測定手法の再考を主張しましたが、それでも勝てなかったことから、**控訴審での巻き返しが難しかった典型例**といえます。もっとも、知財高裁が丁寧に新証拠に向き合ったことで、本件の技術的・法律的論点が明瞭になり、判決内容に説得力が増したとも評価できます。

地裁判決との判断の違い

最後に、地裁判決（東京地裁令和4年（ワ）第22517号）と知財高裁判決（令和6年（ネ）第10069号）との判断の違いを分析します。結論としては「**いずれもクレシアの請求棄却**」で一致していますが、以下のような相違点・特徴が見られました。

- ・**結論に至る論理の強調点**： 地裁は、被告製品が本件発明1・3の一部要件（エンボス深さ等）を満たさないこと、および本件発明2の構成要件2Eを満たさず均等も成立しないことを主な理由としていました¹⁶。知財高裁も結論自体は同じですが、控訴審での審理を経て、**その理由付けが一層詳細かつ技術的に踏み込んだもの**となりました。特にエンボス深さについて、高裁は地裁の論理を敷衍し、新たなデータも検討した上で「測定不能性・不明確性」をより明確に打ち出しています⁴⁹⁵⁰。また地裁がやや曖昧だった「発明1のエンボスはシングル限定か否か」についても、高裁は**明言は避けつつもダブルエンボスでは周縁不明確なので測定不能＝充足不能**と述べ、結果的に同じ帰結を導いています⁴⁹⁵⁰。つまり、高裁は「**深さが範囲内か不明である以上侵害は認められない**」と明言した点で、地裁より踏み込んだ印象を与えます⁵¹。
- ・**文言解釈の補正**： 高裁は、本件発明2の「スリット状指掛け穴」の解釈について地裁の判断を部分的に修正・補足しました⁷¹。地裁はクレーム文言から「閉じたスリット自体が穴」と読んだのに対し、高裁は**開口状態の指掛け穴の形状に着目すべき**としました⁷¹。もっとも、この解釈修正はクレシア側に有利な方向でしたが、**被告製品が文言充足しないとの結論は覆りません**でした（被告製品はそもそもスリット型ではないため）¹⁶。一方、発明2の均等論について、高裁は地裁と同じ結論に達しつつも、**クレシアの主張を丁寧に論破する形で理由を付しています**⁸⁰⁹⁰。たとえば「被告製品のスリット両端部も形状判断に含めるべき」「熱融着部との関係から形状を認定すべき」といった具体的指摘や⁷²、「被告スリット両端は付加的構成ではない」との判断など、地裁判決になかった細かな評価が見られます⁷²。これらは高裁での双方の主張応酬を反映したものでしょう。
- ・**無効理由等の扱い**： 地裁判決では、被告が主張したとみられる特許の明細書不備（特許法36条6項違反）や進歩性欠如などの無効の抗弁について、深く判断せずに済ませています（侵害が成立しない以上判断不要として触れなかった可能性があります）。高裁判決でも、主文で「控訴人の請求はいずれも理由がないから棄却する」とのみ述べ、特許の有効性については言及していません⁶⁵。**したがって、地裁・高裁とも特許自体の有効無効には踏み込んでおらず**、争点は専ら技術的範囲＝非侵害に絞られました。この点に違いはありません。なお地裁判決は、原告特許に対する無効審判（異議申立）の経緯なども一部判決中で触れていましたが⁹²、最終的に判断への影響はなかったようです。
- ・**判決文の分量と説得力**： 地裁判決はIP判例データベース（IP Force）によると事実認定や当事者主張部分も含め75頁程度でした⁶⁵。知財高裁判決はそれを引用した上で補正・追加判断を載せ、全35頁程度となっています⁹³⁹⁴。高裁判決は地裁判断を**全面的に維持**していますが、その過程で技術的説明や図表分析を盛り込み、**より専門性の高い内容**となりました。特に測定方法の差異の指摘は高裁判決の方が詳細であり、**クレシア側の反論をすべて潰す形**になっています⁴⁸⁵⁰。これにより、上級審

として判決の説得力・完成度が増しており、もしクレシアがこの先上告を検討する場合でも、事実認定の覆しは困難と思われます。結果的に、**高裁判決は地裁判決の判断枠組みを追認しつつ、論理を補強・精緻化したと言えます。**

まとめると、**地裁と高裁で結論の相違はなく、判断の方向性も同一でした。**違いが見られたのは**理由付けの詳細さや文言解釈の若干の補正程度**であり、最終判断に影響するような対立点はありません。むしろ知財高裁が地裁判断を踏まえて包括的な評言を与えたことで、事件の争点は一層クリアになりました。例えば、「ダブルエンボスではエンボス深さが測定困難で侵害の立証は極めて難しい」ことや²⁸⁵⁶、「スリット状持ち手穴という特徴的構成を外れると均等も認められない」こと⁸¹が、高裁判決により確固たる先例となったと評価できます。

結語（総括と今後の展望）

本件日本製紙クレシア対大王製紙事件は、**数値限定を含む特許クレームの解釈と侵害立証の困難さ**を浮き彫りにした判決として、実務上示唆に富むものです。評釈すべき主要論点を総括すると以下の通りです。

- ・**エンボス深さの測定方法:** 特許請求の数値範囲を論じるには、**明細書記載の測定手順と同一の方法・条件で比較する必要性**が強調されました¹⁹。測定方法が異なると結果が異なり得る以上、特許発明の数値を充たすか否かの判断には使えない、という極めてシビアな基準です⁴²。特許権者にとっては自ら定めた測定法に縛られる二律背反ですが、本件ではそれが決定打となりました。「**不明確な限り技術的範囲に属するとは言えない**」との判断は、今後他の数値限定特許訴訟にも影響するでしょう。
- ・**測定データの信頼性:** 技術的証拠の吟味において、裁判所は当事者の実験結果を詳細に検証し、僅かな不整合や恣意性も見逃さず判断しています⁴¹。実務上、侵害立証の実験計画はより一層周到さが要求され、**オリジナルの特許実験データとの厳密な比較**が求められることになります。本件の判決理由は専門誌等でも取り上げられ、**特許訴訟における測定誤差やデータ解釈の問題**として議論されています³⁸。
- ・**構成要件充足性と均等論:** 被告製品がクレームの文字通りの構成を備えない場合、**わずかな相違であっても基本的構成部分に関わるなら均等も成立しない**ことが再確認されました⁸¹。特に本件発明2のように発明のキモとなる構成要素（持ち手穴の形状）がある場合、そこを外した実施形態は**技術的思想が異なる**として容易に除外されます。これは均等論の第1要件（本質的部分の置換か否か）に関する判断で、**発明の課題・効果を踏まえた構成要素の重要度を改めて示した**といえます⁸⁷⁶⁹。また、特許権者がクレームで限定した以上は、後で「そこは本質でない」と主張しても通りにくいことも教訓となりました。
- ・**地裁と高裁の関係:** 本件は高裁でも事実審理を尽くしたことで、**二審制による充実した判断**が示されました。高裁判決は原審の判断を維持しつつ論理を補強したため、上告審（最高裁）で覆る余地はほぼないように思われます。クレシアは判決後、上告を含め対応を検討すると表明しています⁹⁵が、最高裁が受理し判示しない限り、知財高裁の判断が実務指針となるでしょう。

最後に付言すると、本件は両社の競合製品をめぐる熾烈な争いでしたが、**請求額（3300万円）も大きくなく**事業上のインパクトは限定的とも見られていました¹⁷。それでも訴訟がここまで争われた背景には、互いのブランド優位性確保や牽制があったと考えられます⁹⁶⁹⁷。現在、両社間では本件とは別の特許（第6882075号）に基づく係争も係属中とのことで⁹⁸、今後も長巻きトイレットペーパー市場における知財戦が続く可能性があります。特許実務家・訴訟代理人にとって、本件判決は**数値限定発明のリスク管理や権利行使の見極め**について多くの示唆を与えるものです。特許権者側は、**クレームドラフト時から測定方法や変形実施例のフォロー**を意識し、また侵害訴訟では**専門的知見によるデータ検証**を徹底すべきでしょう。一方、被

疑侵害者側は、製品設計で数値範囲を外す工夫や測定反証が有効な防御となることが改めて確認できました。

以上、本件高裁判決の主要論点を総論・各論で評釈しました。今回の知財高裁の判断は、地裁判断との比較検討に耐えるものであり、特許権侵害訴訟における数値限定クレームの解釈・立証に関する判例として今後参照されるものと思われます。専門家としても本件を契機に、特許明細書の記載や訴訟戦略を再考していく必要があるでしょう。

20 19 81 40

1 2 12 13 14 15 17 20 ニュース「「3倍巻き」長いトイレ紙訴訟、大王製紙による特許権侵害は認められず ―東京地裁」：企業法務ナビ
<https://www.corporate-legal.jp/news/5828>

3 4 7 96 97 コロナ禍でのトイレトーパー戦争 ― スコッティ vs エリエール ―：第105号 | アクシス国際弁理士法人
<https://axispat.jp/blog/3929>

5 6 52 66 3倍巻きトイレトーパーの特許訴訟、日本製紙クレシアが大王製紙に敗訴 | 弁理士法人 前田特許事務所
<https://maedapat.co.jp/view/372/>

8 9 10 11 21 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 41 53 54 55 58 59 60 61 62 63 67 73 76 79 80 81 82 90 92 『裁判例：令和4(ワ)22517』知財ポータルサイト『IP Force』
<https://ipforce.jp/Hanketsu/jiken/no/14412>

16 39 40 43 44 45 46 47 48 49 50 57 64 65 69 70 71 72 74 75 77 78 83 84 85 86 87 88 89 91 93 94 hanrei-pdf-94688.pdf
file:///file_00000000b5d06246ae5c61e948797a47

18 95 98 crecia.co.jp
https://www.crecia.co.jp/whatsnew/2025/pdf/251008_news.pdf

19 22 23 35 36 37 42 56 68 令和4年（ワ）第22517号「トイレトロール」事件 | 判例研究 | ユニウス国際特許事務所
https://unius-pa.com/infringement_lawsuit/10323/

38 第331号 数値限定特許の明細書の測定方法の記載の仕方？ - Westlaw Japan | 判例・法令検索・判例データベース | トムソン・ロイター
<https://www.thomsonreuters.co.jp/ja/westlaw-japan/column-law/2024/241022/>

51 毎日新聞 on X: "長巻きトイレ紙特許訴訟2審は「凹凸の深さ」で ...
<https://x.com/mainichi/status/1975929172477235280>